ノーモア・ミナマタ第２次訴訟

すべての水俣病被害者を一刻も早く救済することを求める署名のお願い

～水俣病問題の最終解決のために～

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議

１９５６年５月１日、水俣病の発生が公式に確認され、１９６５年６月１２日、第二の水俣病である新潟水俣病が公表されました。

　２００４年には、加害企業チッソの責任に加えて、水俣病関西訴訟最高裁判決で、国、熊本県の水俣病発生・拡大についての法的な責任が確定しました。

２００９年に成立した「水俣病被害者救済特別措置法」によって、５万人余の被害者が救済され汚染と被害の広がりが明らかになりました。しかし、地域と年代の線引きによって１万人近くが切り捨てられ、国がわずか２年３か月で特措法の救済の受け付け窓口を締め切ってしまったため、多くの被害者が今なお放置されています。

そこで、放置されてきた水俣病被害者が加害企業チッソ、国、熊本県に対して補償を求め熊本、東京、大阪の各地方裁判所にノーモア・ミナマタ第２次訴訟を提起しました。新潟水俣病についても加害企業昭和電工（現レゾナック・ホールディングス）と国に対して新潟の裁判所に提起しました。

２０２３年９月２７日の大阪地裁の全員勝訴判決に続き、２０２４年３月には熊本地裁が、４月には新潟地裁が相次いで判決を下し、この３つの判決の対象となった３１７名のうち１７９名の原告を水俣病と認めました。

これらの３地裁判決が共通して明らかにしたことは、これまで行政の救済制度から漏れ、放置されてきた水俣病被害者が多数取り残されている事実です。

他方、原告らの平均年齢は７５歳を超え、亡くなる者も後を絶たず、「生きているうちに救済を」は悲痛な叫びとなっており、一刻も早い解決が求められています。

こうしたなか、２０２４年５月1日の環境大臣と被害者団体との懇談の席で、環境省が被害者の訴えを一方的に遮断するマイク切り事件が起きました。

国（環境省）は、最高裁で法的責任が確定した加害者であるにもかかわらず、また３地裁判決がこれまでの行政施策が誤りであったことを断罪したにもかかわらず、自己を省みるどころか、このような暴挙に出たのです。

私たちは、国がすべての水俣病被害者を早期に救済することを求めます。

署名の趣旨に賛同いただいた方々

アイリーン美緒子スミス（グリーン・アクション代表）

加藤　登紀子(歌手)　神田　香織（講談師）　　小室　　等（音楽家）

潮谷　義子　　中村　桂子（生命誌研究者）

平田オリザ（芸術文化観光専門職大学学長、劇作家）　三枝　三七子(絵本作家)

水戸岡　鋭治（デザイナー）　宮本　憲一（大阪市立大学名誉教授）

山口　二郎（法政大学教授）　山田　洋次（映画監督）　葉　祥明(画家)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（５０音順、敬称略）

ノーモア・ミナマタ第２次訴訟

すべての水俣病被害者を一刻も早く救済することを求める署名

内閣総理大臣　殿

衆議院議長　　殿

参議院議長　　殿

２００９年に成立した「水俣病被害者救済特別措置法」によって、水俣病の汚染と被害の広がりが明らかになりましたが、多くの水俣病被害者が取り残されてしまいました。

そこで、放置されてきた水俣病被害者がノーモア・ミナマタ第２次訴訟を提起しました。

２０２３年９月２７日大阪地裁は原告１２８名全員を水俣病と認める画期的な全面勝訴判決を下しました。２０２４年３月２２日、熊本地裁は、２０年の期間（除斥期間）が経過しているとして、原告全員を敗訴させましたが、１陣と２陣の原告１４４名のうち２５名を水俣病と認めました。２０２４年４月１８日、新潟地裁は、原告４７名のうち２６名を水俣病と認めました。これらの３地裁判決が共通して明らかにしたことは、これまで行政の救済制度から漏れ放置されてきた水俣病被害者が多数取り残されていることです。

他方、原告らの平均年齢は７５歳を超え、亡くなる者も後を絶たず、「生きているうちに救済を」は悲痛な叫びとなっており、一刻も早い解決が急がれています。こうしたなか、２０２４年５月1日の環境大臣と被害者団体との懇談の席で、環境省が被害者の訴えを一方的に遮断するマイク切り事件が起きました。国（環境省）は、最高裁で法的責任が確定した加害者であるにもかかわらず、また３地裁判決がこれまでの行政施策が誤りであったことを断罪したにもかかわらず、自己を省みることなく、このような暴挙に出たのです。

これ以上の被害者の切り捨ては、到底許されるものではありません。

**国がすべての水俣病被害者を一刻も早く救済することを求めます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　前 | 住　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

【取扱い団体】　全日本自治団体労働組合（自治労）

　　　　　　　　提出先：所属の単組に提出願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 署名集約先 |  |